

ひとり親家庭等医療所得制限限度額

(限度額は年度によって変更になることもあります。)

扶養親族等の数(人)	請求者本人	同居の扶養義務者
0	2,080,000円	2,360,000円
1	2,460,000円	2,740,000円
2	2,840,000円	3,120,000円
3	3,220,000円	3,500,000円
4	3,600,000円	3,880,000円
5	3,980,000円	4,260,000円
加算額	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1人につき 100,000円 特定扶養親族(19歳から23歳未満) または控除対象扶養親族(16歳から 19歳未満) 1人につき 150,000円	扶養親族が2名以上で、うち老人扶養 親族がある場合、老人扶養親族1人 につき(扶養親族が老人扶養親族のみの 場合は、1人を除いた1人につき) 60,000円

ひとり親家庭等医療の所得判定には、下記の控除が適用されます。

全員一律に	8万円	給与・年金所得者の場合	10万円
雑損控除	当該控除額	障害者控除	27万円
医療費控除	当該控除額	特別障害者控除	40万円
小規模企業共済等掛金控除	当該控除額	勤労学生控除	27万円
配偶者特別控除	当該控除額		

扶養義務者のみ上記控除及び下記控除が適用されます。

寡婦(夫)控除	27万円	特別寡婦控除	35万円
---------	------	--------	------

【問合せ先】

筑紫野市国保年金課医療年金担当

TEL 923-1111 (内) 350・351